

COPD（慢性閉塞性肺疾患）個別健康相談事業委託業務 募集要項

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、長期の喫煙等による肺の疾患として、多くの潜在患者が存在することが推定されていることから、市民への COPD の認知度を向上させ、禁煙啓発や早期発見・早期治療に加え、運動・栄養等の生活習慣の改善を促し重症化を予防するため、専門家スタッフによる相談及び運動指導等を実施する委託事業所を募集する。

1 委託業務内容等

(1) 委託内容

COPD の改善、予防のための呼吸機能測定によるスクリーニング・運動指導を取り入れた健康相談会の開催および COPD の普及啓発（詳細は別紙仕様書のとおり）

(2) 事業の実施回数

年 5 回程度（詳細は別紙仕様書のとおり）

(3) 契約上限額

年額 900,000 円（消費税及び地方消費税含む。）以内

※この価格は予定価格を示すものではない

(4) 委託契約期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 事業を行う施設

玉野市総合保健福祉センター（すこやかセンター）等の事業実施可能な市内施設

3 応募資格

○以下の要件を全て満たす者とする

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・令和 8 年度から令和 10 年度に玉野市に指定業者登録をしている事業所であること。
- ・申込日において玉野市により指名停止の措置を受けていない者であること。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ・暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。
- ・事業内容等の調整が必要な場合に、即対応できる体制がとれること。また、玉野市側との協議に参加できること。

4 応募方法

(1) 応募書類配布

ア 配布期間：令和8年3月30日（月）～4月10日（金）

イ 配布方法：玉野市ホームページに掲載

(2) 応募概要

ア 応募期間：令和8年3月30日（月）～4月10日（金）

（土・日を除く8時30分～17時15分まで）

イ 応募場所：玉野市健康医療課（玉野市奥玉1-18-5）まで持参

ウ 応募書類：（正本1部）

①業務委託申請書

②見積書（算出根拠を記載すること）

③健康事業に関する実績

④全回の詳細事業内容及びそれぞれの回の従事予定者、安全管理の方法等
（従事予定者は、職種や人数、外部委託の有無と委託先を記載すること）

⑤個人情報の保護に関する事項

事業実施にあたり個人情報を扱うこととなるため、その情報の保護に関する対応方針及び具体的対応について示すこと。

⑥法人等について

- ・運営規定、組織体制図
- ・役員名簿、組織に関する事項について記載した書類
- ・損益計算書、貸借対照表（直近2年分）
- ・定款、寄付行為、規約

※定款の変更が申込時に完了していない場合は、定款変更（案）及び変更前の登記事項証明書（写しでも可）を添付したうえで、変更が完了後に速やかに変更後の定款及び登記事項証明書を提出すること。

*提出書類作成上の留意点

- ・①については玉野市指定の様式を使用すること。
- ・②～⑥については任意のものを用意すること。
- ・書類提出は全てA4版で作成すること。（両面印刷は不可。書類の関係上A3版になる場合はA4折り可。A4より小さい証明書類等はA4版白紙に貼り付ける等工夫すること。）
縦型に左綴じとし、右端にインデックスシールを添付し提出すること。なお、全回における事業実施内容、従事予定者、配布予定資料は可能な限り具体的に示すこと。
- ・事業者の選定にあたり、玉野市が必要と認める場合、従事予定者の資格証の写し及び経歴書等、その他の追加資料の提出を求めることがある。

(3) その他

- ア 応募に関する必要な経費は応募事業者の負担とする。
- イ 応募書類の提出後に、内容を変更及び追加することはできない。
- ウ 応募を辞退するときは辞退届を提出すること。なお、その後の再応募は認めない。
- エ 応募状況についての問い合わせには応じない。
- オ 応募書類等著作権は、申請者に帰属する。ただし、玉野市で今回の委託先選定決定の公表等が必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出書類は理由如何を問わず返却しない。
- カ 委託先選定決定に関する書類等について、市に対して情報公開請求があった場合は、透明性の確保の観点から提出された書類について公開する場合がある。

5 事業者の選定方法・ヒアリング

事業実施内容・委託金額等の書類選考により決定するが、玉野市と調整する場合がある。応募多数の場合は、ヒアリングを実施する場合がある。

- ・ヒアリングに関する詳細は必要な場合のみ、文書にて通知する。
- ・ヒアリングの時間は20分程度とする。
- ・ヒアリングを実施する場合、ヒアリングに出席しない事業者は失格とする。
- ・ヒアリング開始までに会場に到着していない場合でも、時間の変更は行わない。

6 質疑応答

質疑の受付はFAX、メールで受付ける。

- ・質疑受付期間：令和8年3月30日（月）～4月3日（金）12時まで
- ・質疑に対する回答は、令和8年4月6日（月）に玉野市ホームページに掲載する。

7 選定結果

申請のあった全ての事業者に選定結果を通知する。

選定した事業者の法人名、事業種別、事業年度、契約金額等を玉野市ホームページに掲載する場合がある。

8 選定の取り消し

以下のいずれかに該当すると認められる場合は、選定を取り消すことがある。

- ・虚偽又は事実と著しい相違その他不正の手段により事業予定者の承認を受けたとき。
- ・事業予定者の承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ・事業内容の重要な事項に変更が生じたとき。
- ・社会的な信用を失墜するような事実が発覚したとき。
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認めるとき。

9 スケジュール

応募期間	令和8年3月30日（月）から 4月10日（金）まで
書類審査・必要に応じてヒアリング	令和8年4月中旬
事業予定者の選定・結果通知	令和8年4月中旬
事業実施前打ち合わせ・事業実施	令和8年4月下旬から随時
事業終了後の評価等	令和9年3月頃

10 問い合わせ先・書類提出先

〒706-0013 玉野市奥玉1丁目18番5号

玉野市健康福祉部 健康医療課 健康づくり・地域医療係
(玉野市総合保健福祉センター)

TEL : 0863-31-3310 FAX : 0863-31-3314

E-Mail : kenkou@city.tamano.lg.jp